

鴨川市広報紙広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市有料広告掲載要綱（平成19年鴨川市告示第61号。以下「要綱」という。）第8条の規定により、鴨川市が発行する広報かものがわ（以下「広報紙」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格及び枠数)

第2条 広告掲載の位置、規格及び枠数は、別表第1に定める位置、規格及び枠数による。

(広告掲載の時期)

第3条 広告を掲載する広報紙は、毎月2回（1日及び15日）発行する広報紙とする。なお、特別号は除くものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、広報紙、市のホームページ等により行う。

2 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鴨川市広報広告掲載申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告の原稿案

2 申込みの締切りは、広報紙発行日の40日前とする。

3 広告の申込みは、1掲載号につき個人、法人又は団体などでそれぞれ1件限りとする。

4 申込者は、複数の号に掲載を申し込むことができる。ただし、最長6号とし、年度を越えないものとする。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、申込者に鴨川市広報広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、申込者が第2条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望号数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有しているもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は事業を営む個人で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても申込者が枠数を超えるときは、抽選とする。

4 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期限までに版下原稿を企画総務部総務課秘書広報室広報広聴係に提出するものとする。

(掲載料)

第7条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表第2のとおりとする。

(掲載料の納入)

第8条 広告主は、第6条の規定による掲載決定を受けたときは、市長の発する納付書により、指定す

る期日までに掲載料を納入しなければならない。

(広告内容、デザイン等の協議)

第9条 広告の内容、デザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議すること。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主が、指定する期日までに掲載料を納入しないとき若しくは版下原稿を提出しないとき又は広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したときは、掲載の決定を取り消し、鴨川市広報広告掲載決定取消通知書(別記第3号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第13条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(掲載料の不還付等)

第15条 掲載後、広告主の責に帰すべき理由により掲載が中止になったときは、既納の掲載料は返還しない。

2 広告主は、掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成19年11月9日から施行する。

この要領は、平成20年10月27日から施行する。

この要領は、平成24年6月13日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

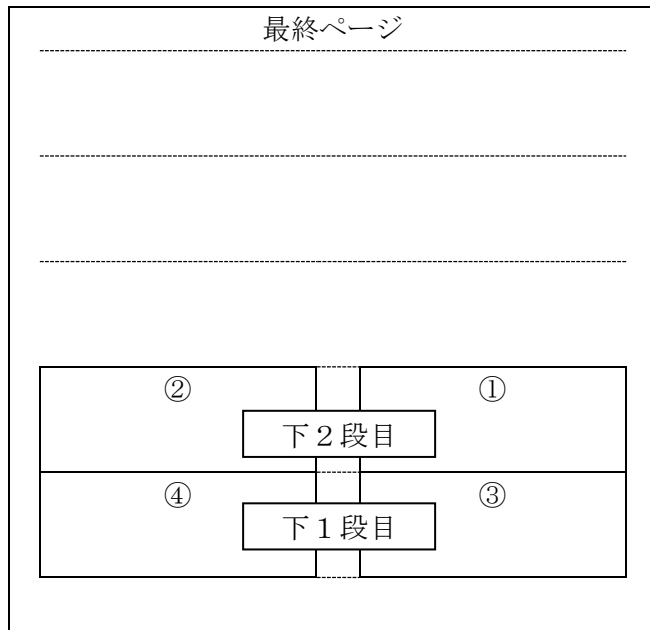
広告掲載の位置

掲載ページ	掲載場所	掲載可能枠
原則として最終ページ（カラー版）	下1段目及び下2段目の左右半分づつ	4枠

注：広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがあります。

広告の規格

大きさ（縦cm×横cm）
4.7×8.5



別表第2（第7条関係）

掲載料金（1回）

広告主（所在・住所）が市内の場合	広告主（所在・住所）が市外の場合
10,000円	15,000円

第1号様式（第5条関係）

鴨川市広報広告掲載申込書

年 月 日

鴨川市長

申込者 住 所
 会社・団体名
 代表者職・氏名
 メールアドレス

鴨川市広報紙への広告掲載について、「鴨川市有料広告掲載要綱」及び「鴨川市広報紙広告取扱要領」に基づく条件等を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載位置	① ・ ② ・ ③ ・ ④
2 掲載希望号	号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行）
3 広告掲載料の支払い	広告掲載が決定されたときは、「鴨川市広報紙広告掲載要領」に従い広告掲載料を支払います。
4 その他	風俗営業許可（有・無） ※その他の届出（ ） ・鴨川市の広告関連規定を遵守します。 ・鴨川市税等の滞納はありません。 ・鴨川市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 掲載しようとする広告案

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結 果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 否掲載	

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市広報広告掲載・不掲載決定通知書

鴨川市広報紙広告取扱要領第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載

2 不掲載

（不掲載の理由

）

1 広告掲載位置	広報かもがわ
2 広告内容	
3 掲載号	号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行）
4 版下提出期限	年 月 日
5 広告掲載料 納入期限	年 月 日
摘要	

第3号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長

印

鴨川市広報広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した、鴨川市広報紙への広告掲載について、
次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由